

様式

会 議 結 果

| | |
|------------------|--|
| 会議の 名称 | 令和3年度益田市防災会議 |
| 開催日時 | 令和3年12月23日(木) 15:00~16:15 |
| 開催場所 | 益田市立水防センター 2階会議室 |
| 出席者 及び 欠席者 | ○出席者 [益田市防災会議委員] 出席 37名 欠席 12名 [事務局] 危機管理課 (桂木課長、田部主幹、長藤主査、水落副主任主事) 益田広域消防 (橋本副署長、福原係長) |
| 会議 | 議 事 (1) 協議事項 ①令和3年度益田市地域防災計画について ②令和3年度益田市水防計画について (2) 報告事項 ①令和3年度災害対応について ②益田市自主防災組織に関する取組について ③防災情報等のお知らせについて ④災害協定について (3) 松江地方気象台講話 ①近年の気象変動について ②土砂災害危険度分布について |
| 公開・ 非公開 の別 | 公開 |
| 傍聴人 の数 | 0名 |
| 問合せ先 | 総務部 危機管理課 電話：0856-31-0601 |

会議経過

| | |
|-------|---|
| 1. 開会 | |
| 事務局 | 本日は、ご多忙の中、益田市防災会議へのご出席、ありがとうございます。会議に入る前に、お手元の資料の確認です。 今日の資料は、会議次第、委員名簿、関係条例の他、資料1から資料6と、松江地方気象台の資料です。 それではここで、新たな委員の方もいらっしゃいますので、益田市防災会議についてご説明します。 防災会議とは、災害対策基本法第16条に基づく法定の会議です。この会議の役割は、益田 |

| | |
|--|---|
| | <p>市地域防災計画を作成し、その実施を推進するほか、市長の諮問に応じて、益田市の防災に関する重要事項を審議頂くものです。そして、この会議に関する組織については、条例で定めることと規定されています。</p> <p>また、水防法の規定に基づく益田市水防計画についても、あわせて審議頂くことになっています。</p> <p>委員の構成は、益田市防災会議条例第3条に規定する機関の皆様となっております、お配りしている委員名簿のとおりです。委員の皆様のお名前は、名簿配布にてご紹介に代えさせていただきます。</p> <p>防災委員の任期は、条例により2年となっております、現在の任期は令和2年4月からのもので、来年度は改めて委員委嘱させていただき改選の年となっております。なお、任期途中で人事異動等があった場合は、前任者の残任期間とさせていただきます。</p> <p>それでは、開催にあたり、益田市防災会議会長、益田市長、山本浩章がごあいさつ申し上げます。</p> |
| <p>2. 会長（益田市長）あいさつ</p> | |
| <p>会 長</p> | <p>本日は、お忙しいとこ益田市防災会議に出席していただき誠にありがとうございます。日頃から、皆様方には様々なお立場で防災対策にご尽力・ご支援を頂いていることに感謝します。</p> <p>近年は全国的に大きな災害が多発、頻発しています。益田市は長らく大きな災害はなかったが、8月には台風9号、8月12からの大雨があり、高津川において、氾濫危険水位を超過しました。5月に災害対策基本法が改正されて初の避難指示となりました。また、川の増水に巻き込まれて1名の死者が発生しました。</p> <p>本日の会議において、益田市地域防災計画案、益田市水防計画案等について協議賜りますようお願いいたします。その後、松江地方気象台より近年の気象変動等講話いただきます。</p> <p>出席の皆様方にはそれぞれの立場で役割を担っていただきまして、引き続き防災の取組にご尽力賜りたいと思います。</p> <p>本日の会議におかれまして、忌憚のないご意見をお願いして開会にあたってのあいさつとします。</p> |
| <p>3. 議事 (1) 協議事項 … 危機管理課説明</p> | |
| <p>①令和3年度益田市地域防災計画について…資料1により説明</p> <p>地域防災計画は、災害対策基本法に基づき都道府県や市町村が作成するものです。また、市町村が作成する地域防災計画は、国や県が作成する防災計画との整合性が求められています。修正方法として、国、県の修正に伴う修正。令和2年度の益田市地域防災計画については、県や各関係機関からの助言等を反映し、修正したものとしています。</p> <p>併せて、防災計画附属資料のデータ・数値等については、時点修正しています。</p> <p>資料1-2により説明</p> <p>令和3年5月に災害対策基本法が改正され、防災基本計画の修正が行われました。主な修正項目につきましては、災害対策基本法の改正、新型コロナウイルス感染症を踏まえた修正です。その他最近の施策の進展を踏まえた修正が行われており、益田市地域防災計画も国や県の計画に合わせて修正をしました。</p> <p>具体的な修正箇所は新旧対照表のとおりです。</p> <p>②令和3年度益田市水防計画について…資料2により説明</p> <p>この計画は水防法第33条に基づき、県及び水防益田支部の計画変更に伴い修正を行っています。益田市地域防災計画に風水害対策計画について、定めていますがこのうち水防に関する具体的事項には、益田市水防計画において、定めるものとなっております。大きく分けて4つの変更点があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告が避難指示へ一本化、避難準備・高齢者等避難開始が高齢者避難に修正 ・気象注警報の発表数値基準の一部見直しのため、数値の時点修正 ・高津川、匹見川洪水予報伝達系統図の伝達先の追加、電話番号修正 | |

・附属資料の危険な箇所一覧表の一括差し替え（重要洪水箇所、評定基準の修正）

【質疑】

・国土交通省高津川出張所 有満 氏

資料2の洪水警報などの複合基準の基準値が資料1-3のP.13~14に記載有る数値と異なる。

→（事務局）改めて確認し、報告したいと思います。

・中国電力ネットワーク（株）益田ネットワークセンター 代理 カワツ 氏

資料2の※3、※4の意味を教えてください。

→（事務局）次回、計画等の配布時に説明資料を付けて送付します。

※協議事項について承認されました。

3. 議事

(2) 報告事項 … 危機管理課説明

- ①令和3年度災害対応について ……資料3により説明
- ②益田市自主防災組織に関する取組について ……資料4により説明
- ③防災情報等のお知らせについて ……資料5により説明
- ④災害協定について ……資料6により説明

【質疑】

・NPO法人防災センター 桂木 氏

8月8日からの大雨（台風9号）避難指示が発令されたが、発令対象が35,288名に対して避難者161名となっています。8月12日からの大雨の際は、発令対象が22,115名に対して、312名となっています。自主避難者もあり、一概には言えないが、避難者が少ないように見えます。なにか分析はありますか。

→（事務局）災害対策基本法の改正等もあり、避難所に行くだけが避難ではないため、避難所に行けなかった方もいると考えます。土砂災害に対して避難指示を発令しましたが、裏山等が隣接していなければ避難の必要がないと判断された方もいるかと思えます。

・NPO法人防災センター 桂木 氏

地域防災計画の資料1-3のP.10の動員計画について、「情勢に」という言葉が新しく追加となっている。どういう意味か。

→（事務局）災害の動員は動員計画に基づき、動員しています。長期的な災害となると交代が必要となってきますので、状況や情勢によって人数配置を変えていきたいと考えています。

・NPO法人防災センター 桂木 氏

災害の状況によって動員の増減をすることは理解できますが、「情勢に」よっては理解できない。災害を中心に考えてではなくて、ほかの理由を考えているように聞こえます。

→（会長）災害の状況が考慮の一番の要因とは思いますが、それ以外にも関連することの情勢も考慮しながら、増減していきたい。また、臨機応変に対応していきたいと思えます。

【その他報告】

・国交省浜田河川国道事務所 代理 大元 氏

減災対策協議会があり、地域防災計画にもありますように防災訓練等、浜田河川国道事務所と益田市が一緒になって、地域の方々に防災訓練、防災学習支援したい。また、マイタイムラインという個人の避難計画の作成に力を入れています。

4. 松江地方気象台講話 松下 氏

①近年の気象変動について

②土砂災害危険度分布について

資料により説明

閉 会